

意匠法施行規則一部抜粋資料

様式第 2 (第 2 条関係)

【書類名】 意匠登録願

【整理番号】

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

〔備考〕

1 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番(横 21 cm、縦 29.7 cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2 余白は、少なくとも用紙の上に 6 cm、左右及び下に各々 2 cm をとるものとし、原則としてその左右については各々 2.3 cm を超えないものとする。

3 書き方は左横書、1 行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも 4 mm 以上をとり、1 ページは 29 行以内とする。

4 文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「【】及び「【】」を用いるときを除く。))。

5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成 8 年通商産業省令第 64 号。以下「現金手続省令」という。)第 5 条の規定による納付書(以下「納付書」という。)によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程(昭和 27 年大蔵省令第 141 号。以下「事務規程」という。)別紙第 4 号の 12 書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第 41 条の 9 に規定する納付情報(以下「納付情報」という。)によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。

6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字(大文字に限る。)、アラビア数字若しくは「—」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10 字以下のものを記載する。

7 意匠法第 10 条第 1 項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、「【出願日】」の欄に「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号 DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載する。ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○○—○○○○○○○」のように本意匠の意匠登録出願の番号を記載し、「【出願日】」及び「【整理番号】」の欄は設けるには及ばない。また、「【その他】」の欄に本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記載するには及ばない。この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第○○○○○○○○○号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 9 組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には別表第二に掲げる組物の一を記載する。
- 10 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 12 「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、意匠登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 13 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 14 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 15 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」(法人にあつては「【代表者】」)の横にはるものとする。
- 16 意匠登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、意匠登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 17 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 18 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考 17 に該当するときを除く。)は、「【氏名又は名称】」(名称の原

語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

19 「(【国籍】)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国(特例法施行規則第 2 条第 3 項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国)と同一であるときは、「(【国籍】)」の欄は設けるには及ばない。

20 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第 19 条第 3 項において準用する特許法施行規則第 26 条第 1 項各号の事項を記載する。

21 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。

22 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあつては、「【代表者】」)の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「意匠登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。

23 代理人によるときは本人の印及び識別ラベル(本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル)は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

24 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第 19 条第 3 項において準用する特許法施行規則第 27 条第 2 項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」(意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」)の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成 10 年法律第 90 号)第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

- 【氏名】
- 【意匠の創作をした者】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名】
- 【意匠登録出願人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【国籍】)
- 【意匠登録出願人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【国籍】)
- 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】

25 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【選任した代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
- 【選任した代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】

26 「【手数料の表示】」の欄は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。)第 40 条第 2 項の規定

により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

27 第 19 条第 3 項において準用する特許法施行規則第 27 条第 3 項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

28 第 19 条第 3 項において準用する特許法施行規則第 27 条第 2 項の規定により意匠法第 36 条において準用する特許法第 73 条第 2 項の定め又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 256 条第 1 項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

29 第 9 条第 1 項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額からの納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

30 第 19 条第 3 項において準用する特許法施行規則第 27 条の 4 第 1 項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載する。

31 意匠法第 6 条第 2 項の規定により写真、ひな形又は見本を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の「図面」を「写真」、「ひな形」、又は「見本」と記載する。

32 第 19 条第 3 項において準用する特許法施行規則第 27 条の 4 第 3 項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載

してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」(備考 29 に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」)の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2 以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

33 「(【提出日】 平成 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。

34 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

35 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

36 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

37 第 19 条第 1 項において準用する特許法施行規則第 10 条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第 1 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日)を、同条第 2 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。また、2 以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

38 第 2 条第 6 項の規定により産業技術力強化法第 19 条の規定による特定研究開発成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に

「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る意匠登録出願(平成○年度、○

○省、○○委託事業、産業技術力強化法第 19 条の適用を受けるもの)」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願(平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第 19 条の適用を受けるもの)」のように記載する(備考 28 により「【その他】」の欄に特許法第 73 条第 2 項の定め又は民法第 256 条第 1 項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)。

39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

40 意匠法第 2 条第 2 項の規定により物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

41 意匠法第 6 条第 3 項、第 4 項及び第 7 項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。

42 意匠法第 6 条第 5 項の規定により色彩を省略するときは、「【意匠の説明】」の欄に同条第 6 項の規定により記載すべき事項を記載する。

43 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

様式第 6 (第 3 条関係)

【書類名】 図面

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番(横 21 cm、縦 29.7 cm)の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス(黄色又は薄い赤色のものを除く。)、白色画用紙、白色上質紙又は印画紙を縦長にして用いる。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に 2 cm をとるものとする。
- 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 4 図面は、濃墨、黒色インキ又は容易に変色若しくは退色しない絵の具で鮮明に描くか、あるいは複写等により鮮明で容易に消すことができないように作成するものとし、鉛筆、インキ(黒色のものを除く。)、クレヨンを使用したもの又は謄写したものであつてはならない。
- 5 線の太さは、実線及び破線にあつては約 0.4 mm(切断面を表す平行斜線にあつては約 0.2 mm)、鎖線にあつては約 0.2 mm とする。
- 6 図は、横 150 mm、縦 113 mm を超えて記載してはならない。
- 7 図形(参考図の図形を除く。.)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 8 立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図

- 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行きの比率が 1 対 1 対 2 分の 1 のもの)又はカバリエ図(当該比率が 1 対 1 対 1 のもの)に限る。)であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図

正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

10 平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもつて一組とし、原則として一組の図面は 1 枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。

この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8 から 10 まで及び 14 に規定される画像図(意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。)において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地のものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略個所は、2 本の平行な 1 点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨およびその省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14 8 から 10 までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断個所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。

16 部分拡大図を描くときは、その拡大個所を当該部分拡大図のものの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。

17 符号は、ローマ字(大文字に限る。)若しくはアラビア数字又はこれらの組み合わせからなる記号を用いる。

18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について 8 から 10 までの図面及び 14 の図を加える。

19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。

20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。

21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【○○断面図】」、「【○○切断部端面図】」、「【○○拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

22 書類名及び図の表示の文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」、及び「▼」は用いてはならない(欄名及び図の表示の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。)

23 一図は、複数ページにわたつて記載してはならず、また、図を横に並べて描いてはならない。

24 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。

ロ 外周の外表面、内表面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。

ハ 外周の外表面、内表面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか 2 以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。